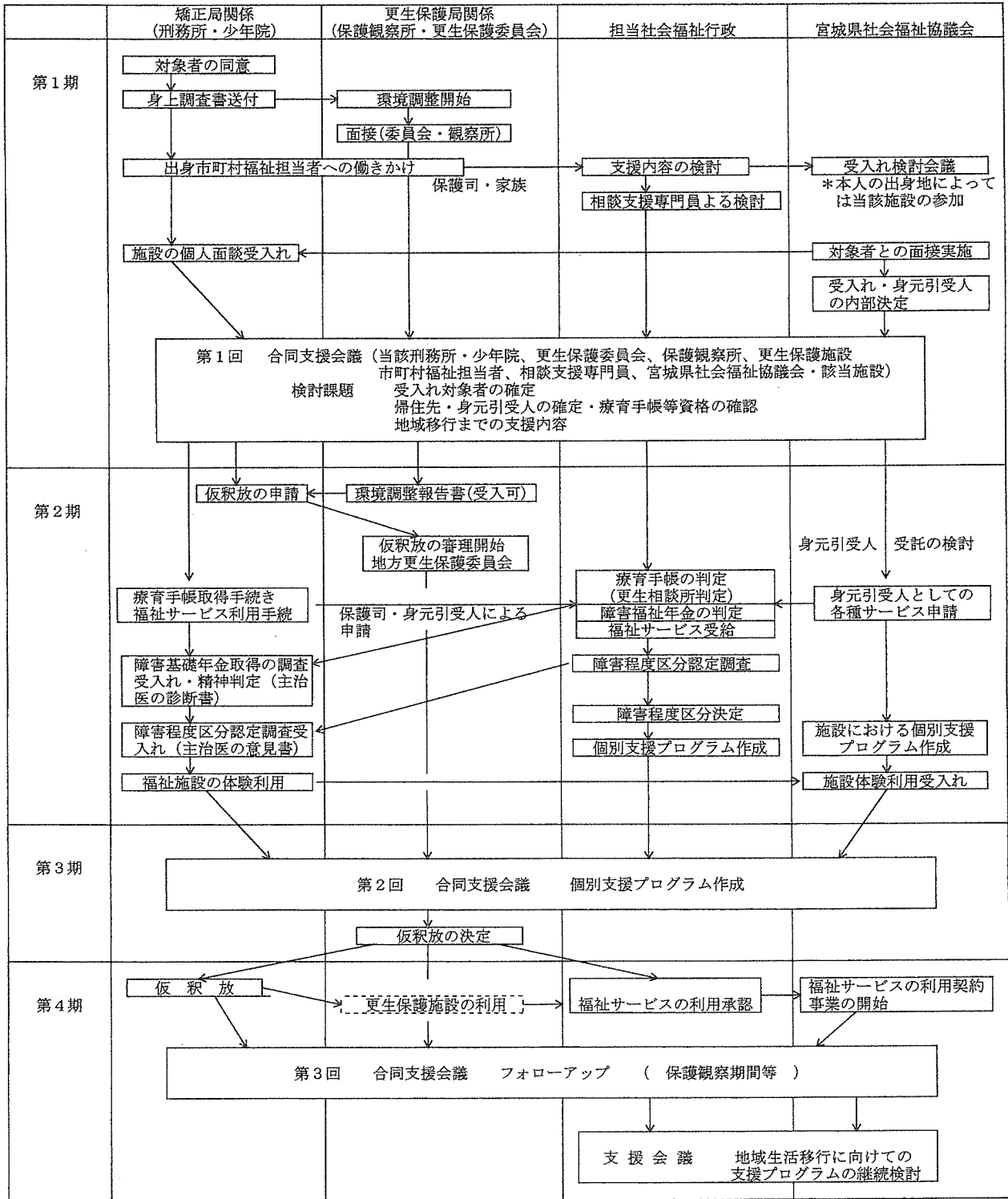


(資料 ①) 罪を犯した障害者の地域生活支援に関する 合同支援会議 (宮城モデル)



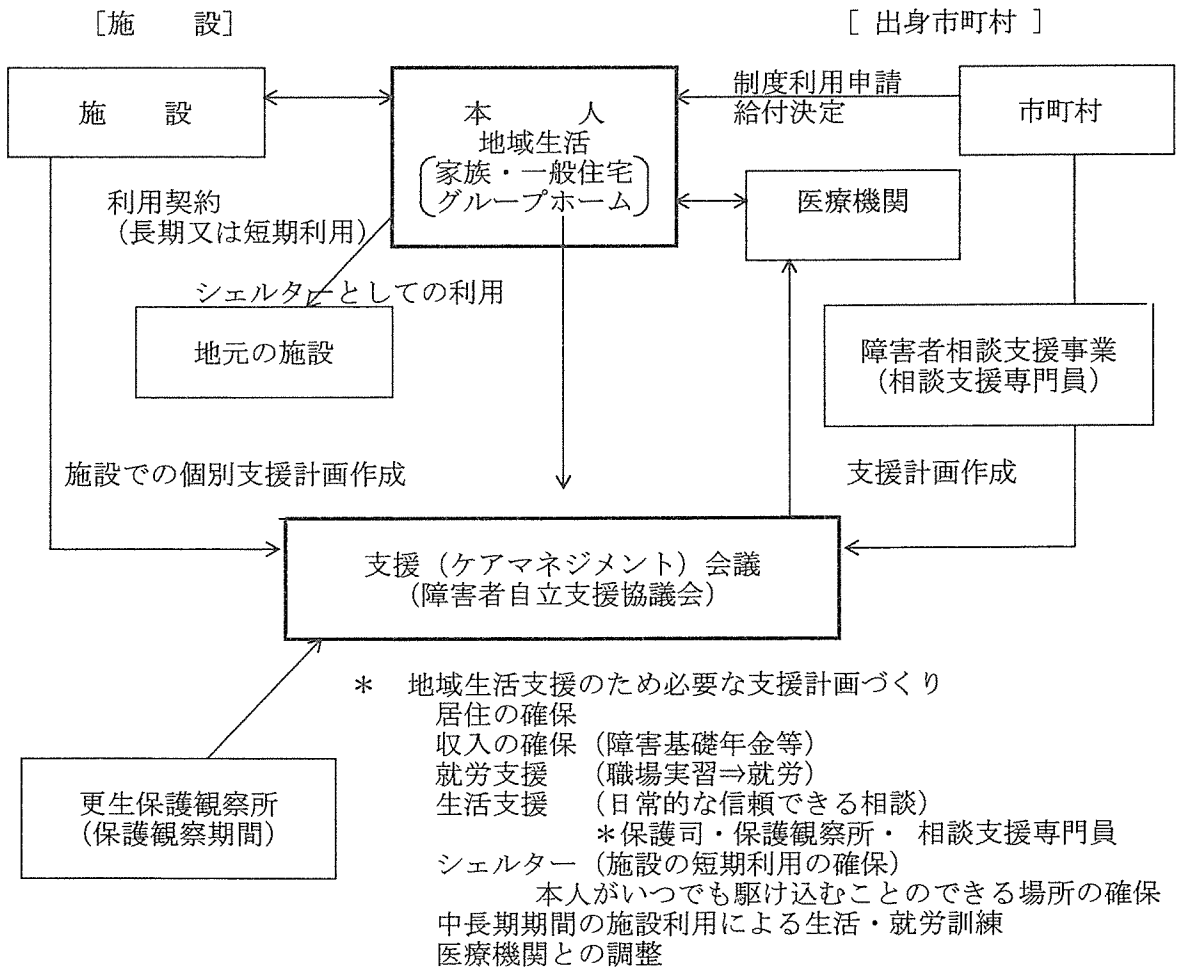
* 療育手帳の申請は更生相談所の判定を受け市町村長に申請する。
(県によっては判定を他県の更生相談所へ依頼したり、刑務所等の医療判定書を場合がある。)

* 障害基礎年金の申請には医師による精神判定書が必要となりその後、市町村への申請する。

(資料 ②) 施設における生活・就労支援プログラム (個人により異なる)

	生活支援 (訓練)	就労支援 (訓練)
第1期 (導入期)	個室又は職員宿舎利用 ・ 本人の基本的な生活習慣の確認 ・ 体力・健康状態確認 ・ 本人の希望	本人の作業能力・特性確認 ・ 施設の実施する各種作業の体験 ・ 本人の職種への希望の確認
第2期 (基本訓練期)	集団生活への適応 ・ 集団生活における規律 ・ 挨拶・礼儀 ・ 健康管理 ・ 衛生管理等の習得	本人の作業能力の助長 ・ 施設の実施する作業の中から特定の作業に従事することでの労働意欲の習得 ・ ハローワークでの求職登録 ・ 障害者職業センターの職業評価
第3期 (応用訓練期)	地域生活移行に向けての特定支援 ・ 施設外での公共機関の利用 ・ 外出訓練 ・ 社会人としての自覚 ・ 自立訓練棟での居住訓練 (必要に応じて)	就労訓練 ・ 就労実習訓練 (ジョブコーチ) ・ 通勤訓練 (実習先は施設内外) ・ ハローワークとの連携

(資料 ③) 地域生活を支える支援会議 (想定)



協力研究報告書

社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 大竹 伸之（宮城県船形コロニー かまくら園 副園長）

事例1 医療少年院退院後の地域での受け入れがなく施設が受け入れた事例

(1) 対象者の概要

25歳になる男性で、IQ38+αの知的障害者である。

3歳の時に両親が離婚し、父親が引き取り、主に祖父母に養育されていたが知的に遅れがあったため、障害児教育対象となる。

小学校実務学級入学後、プラダーウィリー症候群と診断される。この時期頃より近隣の家に入り盗み食い、車の悪戯がある。養護学校中学部に入ってから悪戯が激しくなり知的障害児施設入所となる。施設入所後も施設を飛び出し、車を盗み、物損事故を繰り返し少年鑑別所に送致となる。少年鑑別所退所後に知的障害児施設を強制退所になり、家庭引き取りとなるが、引き取り後間もなく車を盗み、物損事故を起こし再度少年鑑別所に送致となる。その後医療少年院送致となる。

約2年の入院期間経過後、医療少年院退院が決まるものの家庭では対応困難であり、地域では帰ってきては困るということで、退院後の行き先がなく担当福祉事務所より緊急保護として障害者支援施設（知的障害者更生施設）への受け入れ依頼があり、処遇方針が決まるまで短期入所対応となる。

入所にあたり本人の支援体制は、医療少年院送致に至った行動と医療少年院での処遇が個別対応であったためマンツーマン体制で支援にあたるが、他利用者、支援者に対する暴言、暴力、異食、自傷行為や支援者の隙を見ては施設を飛び出し民家に侵入することや車の悪戯があり、一時たりとも目の離せない状況であった。

専任対応スタッフの配置により反社会的行為が軽減され、マンツーマン体制での地域移行を検討している。

(2) 考察

① 反社会的行為に至った背景と要因の共通性

反社会的行為に至った背景については、本人の知的障害とプラダーウィリ一症候群の病気からくるハンディと一番愛情が必要な時期の両親の離婚をというハンディを負った生い立ち、これらのハンディから起こる幼児期、学童期の様々な反社会的行為に対する適切な処遇が節目、節目に適切になされなかったことが大きな要因と考えられ、本人を取り巻く、家族・学校・コミュニティに本人の障害特性や行動特性が理解されず、善悪を理解しないままの行動から犯罪につながったものと考えられる。

本人は罪を犯しているという認識はなく、むしろコミュニティ全体が本人を排除する傾向が強かったようである。

本人を取り巻く教育機関、福祉行政関係機関等の未調整であったことも要因としてあげられ、乳幼児期からの障害者支援の重要性、特に相談支援体制の強化と療育・教育支援の整備、強化が必要と考える。

② 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

障害者支援施設（知的障害者更生施設）入所に至った理由については、医療少年院退院後の受け入れ先がなく、担当福祉事務所より本人の処遇方針が決定されるまで短期入所で対応したものであるが、本人の処遇方針が決定し引き続き施設利用という結果になり、現在は利用契約をして入所利用中である。

家族での対応困難と地域での受け入れ拒否が大きな理由であるが、社会福祉施設はセーフティネットの機能を有しており、過去にも同様に矯正機関を経由しての入所の実績がある。社会福祉施設のセーフティネット機能そのものについては、社会福祉施設の機能の一つとして考えるが、矯正施設から入所する場合、本事例についても医療少年院での処遇方針・生活状況の情報が少ない中での本人の支援体制を組まなければならない現状があった。

本事例についても医療少年院入院時からの本人の処遇方針、社会適応訓練、詳細な生活情報が退院前に社会福祉施設サイドに情報提供があり、社会福祉施設での本人の支援プログラムをもとに、福祉サイド、更生保護サイドとの連携で支援会議が設置されていれば、2年という長期の短期入所期間ではなく、もっと早い時期に本人の基本的な支援体制が確立されたものとする。このことが、社会福祉施設サイドがこれまで対応してきた入所の長期化や知的障害者としてのだけの支援体制が見直され、新たなセーフティネット機能が確立できるものとする。

③ 施設内トレーニングの内容と指導体制

本事例の施設利用については、家族の意思、社会防衛的な社会福祉施設の利用であり、本人の意思確認については、家に帰れないのでしかたないので施設に居るといふものである。このことから見て本人が入所の目的が理解できずにおり、医療少年院においてもなぜ医療少年院に入らなければならなかったか理解できず、数々の反社会的行為を行っていたと同じように施設においても繰り返し起こし支援者を悩ます種となっていた。

施設での支援プログラムを立てる上でも医療少年院での詳しい生活状況、社会適応訓練の情報等が不可欠であると考ええる。

本事例の支援内容については、プラダーウィリー症候群という症状で肥満、糖尿病と診断されており、そのため医療機関との連携のもと食事療法と適度な運動による生活を定着させ健康管理に努めること、日常生活の基本的動作の習得、情緒の安定のため問題行動の軽減や本人の興味のある作業を通じて節度ある生活が出来るよう支援すること、定期的な帰宅により情緒の安定を図り、最終的に地域生活が行えることを目標として支援している。

これらの支援については、現在、個別支援計画に基づいて本人、家族の同意は得ているものの、入所当時は明確な支援計画が作成されず、本人がどこでどのような生活をしたいのかという意思確認がなかったことが短期入所期間を長くし、結果的に本人の処遇は施設入所という選択しかなかったように思われる。

現在は、専任スタッフによる支援体制を取り、マンツーマン体制にて支援しているためか入所当時より反社会的行為は軽減されており、生活の一部分は集団の中に入れるまでになっている。このような生活ができるまでには6年の時間を要してしまい、やはり医療少年院での処遇方針、詳細な生活情報等の提供があればより実効性のある支援が展開されたものと考ええる。

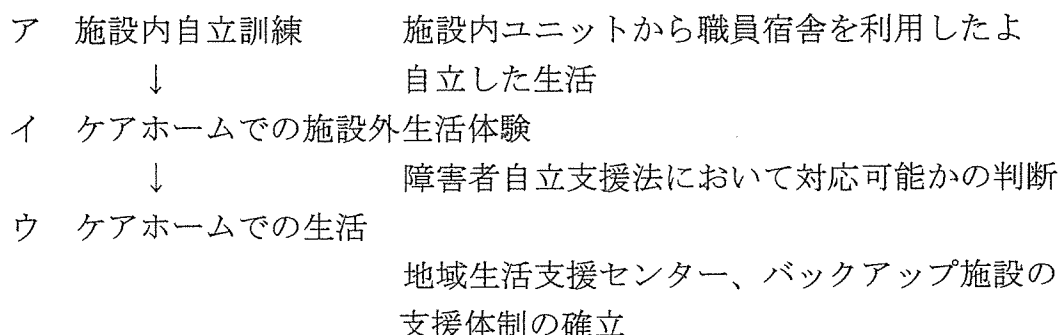
この事例の場合は、社会福祉施設サイドが本人に育てられたという感があるが、罪を犯した障害者の地域生活するための社会福祉施設サイドの支援は矯正施設、更生保護サイド、福祉サイドの連携強化が必要である。

④ 施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

入所当時は、医療少年院送致に至った行動と医療少年院で個別対応であったためマンツーマン体制で支援にあたるが、他利用者、支援者に対する暴言、暴力、異食、自傷行為や支援者の隙を見ては施設を飛び出し家宅侵入、車の悪戯があり、一時たりとも目の離せない状況であった。

現在は日中、夜間の支援体制を専任スタッフとしているため、暴言、暴力等些細なものはあるが、自傷、無断外出による車の悪戯等の生命にかかわることや重大な事故につながるものはなくなっていることから、マンツーマン体制での施設内ユニットから、地域移行のための次の訓練プログラムに移ることが可能な段階にある。具体的な地域生活移行に向けた計画は次のとおりである。

特に、地域生活移行のための事前訓練である所内自立訓練については徹底して行う必要がある。



地域生活の支援体制については、地域生活支援センターの継続的な支援と本人を理解する人、本人が信頼し相談できる人の存在が必要になってくる。

⑤ 障害者自立支援法での認定尺度の課題

罪を犯した知的障害者の障害認定区分は、認定調査項目からもわかるように身体介護面にウェイトがおかれる傾向があり、大半は非該当あるいは区分1、区分2に該当する。本事例については、施設による独自判定では区分3に該当するものと思われる。

これは、障害認定程度区分の尺度の問題であると思われるが、知的障害、精神障害の場合二次判定の医師の意見書の中に、精神症状・能力障害の二軸評価での判定で上位に認定区分が上がる場合もあるようであるが、どうしても罪を犯した知的障害者の支援は支援すべき行動の強度、支援の困難さに対しての考慮に欠けていることと、支援する側の心理的、身体的エネルギーに対しては全く考慮していないことが大きな課題である。

罪を犯した知的障害者が矯正施設で何年かの教育を経て退院、あるいは出所した後の生活支援は、罪を犯した背景の考慮と再犯に至らずに地域において生活しなければならないことが求められるため、まさに支援すべき行動の強度、支援の困難さと支援する側の心理的、身体的エネルギーの著しく必要

になっている現実がある。罪を犯した知的障害者の障害認定区分は、支援すべき行動の強度、支援の困難さと支援する側の心理的、身体的エネルギーに対しての考慮した追加加算あるいは助成制度の創設が必要と考える。このことは、今研究会の重要な検討課題であるため早急に議論をしなければならないことである。

また、障害者自立支援法における契約になじまないものとした場合には、措置ということも考えられるが社会福祉施設を利用しての生活、就労訓練となるので本人の意思確認は必要になり、本人の意思に反した施設利用はしないことが前提となろう。本人の意思が乏しい場合は再犯防止のための一定期間の生活、就労訓練のための生活保障は必要になるが、基本的には現行での措置的利用は難しいように思われ、新たな措置的利用の解釈が必要となろう。

(3) 結 論

これまで社会福祉施設は、罪を犯したり反社会的行為を行った知的障害者を受け入れてきたが、福祉制度と矯正、更生保護制度の連携がなく社会福祉施設のなかでは、ひとりの知的障害者としての支援になっていたため、本人に内在する犯罪に至った背景やそれを取り除く支援は考慮されることは少なかった。本人の気持ちとしては施設生活を一時的に我慢すればよいことであり、犯罪に至った背景やそれを取り除く支援が考慮されなかったため、施設を出て社会に出た途端に同じように罪を犯してしまい、再び矯正施設に入ってしまうという悪循環が見られた。

罪を犯した知的障害者の社会復帰を考える場合は、矯正施設における社会復帰に向けた環境調整の時から矯正サイド、更生保護サイドとの連携が必要であり、矯正施設内での教育内容をふまえて地域で生活するためのマネジメントがなされ、福祉サービスが釈放と同時に受けられるシステムを早急に作られなければならない。

社会福祉施設サイドは、矯正施設と地域との中間的な役割であり地域生活を支援する福祉サイドに繋げていく役割であると認識している。

障害者自立支援法での障害認定区分については、罪を犯した知的障害者が矯正施設で何年かの教育を経て退院、あるいは出所した後の生活支援は、再犯に至らずに普通に生活するという、まさに支援すべき行動の強度、支援の困難さと支援する側の心理的、身体的エネルギーが著しく必要になっている。支援する側の心理的、身体的エネルギーに対しての考慮した何らかの加算あるいは助成制度の創設が必要と考える。

協力研究報告書

社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 高橋 勝彦

(宮城県社会福祉協議会 船形コロニー
総合施設長)

事例2 法務・福祉・医療関係者の合同の支援会議が有効に機能した事例

(1) 対象者の概要

22歳になる女性で、IQは53の軽度知的障害。

療育手帳(B)を所持している。健康的にはてんかん波があり精神薬服用している。

母親は3歳時、病死しており、父親は不明。他に17歳離れた異父姉がいる。母親は勤労意欲に欠け男性関係も多く本人の養育は異父姉がおこなう。母親が病弱となった時点で養護施設へ入所となり、17歳まで養護施設で生活を送る。

小学校は普通学級、中学校は実務学級を卒業し、その後養護学校高等部に進む。小学校4年頃から「万引き」や「喫煙」などの行動や暴力的な言動が見られ、小学校6年時から定期的に児童相談所に通い指導を受けはじめる。

11歳時に軽度の精神発達遅滞という診断を受け、中学校は不登校気味で、男子生徒に対してのいたずらが激しくなり精神科を受診している。

養護施設での生活は年少児への暴力行為、年長児への性的いたずら、無断外出、夜間の徘徊、不純異性交遊等の行動が見られ、高等部1年の頃より、テレクラや援助交際による異性交遊が激しくなる。養護施設と児童相談所の協議により、行動制限が必要とのことにより児童相談所から家庭裁判所へ書類が送致されるが、審判では観護措置はとられなかった。

16歳時、妊娠が判明して人工中絶手術をしている。そこで、平成13年2月に児童相談所一時保護入所するが一時保護所においても異性に興味をもち自分勝手な行動が目立つようになる。本人は施設入所を希望し、障害者支援施設、自立支援施設、知的障害児入所施設等県内外あたるも受け入れ先はなく、平成14年4月までの長期にわたり一時保護所生活を送り、障害者支援施設(知的障害者入所更生施設)に措置入所となる。

障害者施設でも行動は改善されず粗暴行為や無断外出、喫煙、盗み、不純異性交遊等が重なり、平成15年3月（18歳）虞犯ということで少年鑑別所への4週間の観護措置となり、平成15年4月、家裁の審判により2年間の保護観察処分となる。

保護観察期間は観護措置前の障害者支援施設に短期利用という形で在籍する。平成17年3月、2年間の保護観察期間が解除となり、精神障害者生活訓練施設を経て現在は家族と近い障害者支援施設を利用している。

（2）考 察

① 反社会的行為に至った背景と要因の共通性

本人は、母親がスナックで働いていた時に、客であった男性との間にできた子どもである。3歳の時に母親の疾病（昭和62年12月病死）と養育困難から養護施設に預けられており、親の愛情を十分に受けることなく幼少期から育ち、施設の集団生活を強いられることになった。問題となる行動については、生育環境や成長過程における、親子関係があまりにも希薄であったことが影響していると考えられる。

本人は11歳になった時に軽度の知的障害と診断を受け普通学級に在籍するも勉強についていけず、他児から「いじめ」の対象になり、萎縮して学校生活を送っていた。本人の知的な遅れに気づき、専門的な指導や訓練が早期に行われていたならば、本人に対しての係り方についても、何らかの糸口がつかめ、引き起こす様々な問題行動・反社会的な行動の軽減が少なくとも図られたのではないかと推測される。

また、本人の異性に対する関心の強さについては、3歳から間接的・直接的な性的刺激にさらされるようなことが多い集団生活の環境を考えると、ある意味においては性的被虐待児とも捉えられることができ、その後の性的発達への影響があったことは容易に想像がつくことである。しかし一方では本人の方から刺激に対し積極的に関心を示し行動していることもある。つまり本人にとって性的行動というのは、人との係り方が未熟なために、他人との係りをもつための一つの手段となっているのではないだろうか。

これらから、本人の反社会的行為に至った背景と要因について家族（親）の愛情に恵まれず施設で生活することになったこと。知的に障害があると診断をうけた時点で専門的教育がなされなかったこと。性的問題については、本人自身が性的被虐待児であったと同時に成長過程において躾や道徳、社会的ルールなど性教育を含めて十分な指導や教育を受けてこなかったことが本

人の生育歴やこれまでの生活過程の中から要因として考察される。

② 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

反社会的行為は小学校4年時に「万引き」ではじまり、小学校6年より登校拒否となり児童相談所との関わりが始まる。また、中学3年時、男性へのいたずらも激しくなり精神科を受診している。16歳、養護学校高等部へ入学後、夜間の外出や異性との交際が始まり、行動制限の必要から児童相談所より家庭裁判所へ書類が送致されるが、審判では観護措置はとられなかった。また、緊張・赤面等神経症的な訴えから病院の神経科にも通院し脳波で「てんかん波」が見られたため、てんかんを抑える薬、安定剤、睡眠導入剤等を服用するようになる。その後、テレクラでの男性交遊や援助交際による妊娠も判明し人工中絶手術（16歳）を受け、施設生活困難なことから児童相談所一時保護所入所となる。

平成13年2月から平成14年4月、障害者支援施設入所（知的障害者入所更生施設）までの1年間以上を児童相談所の一時保護所で生活をしている。保護所生活は戸や壁を壊す、職員を殴る、暴言を吐く、道路に飛び出す等他児を誘発しての無断外出も見られ、早い段階で本人に対し身体的・精神的ケアと社会規範を身につけさせる「医療と教育を兼ね備えた施設への措置が適当」との判断により、自立支援施設、障害者支援施設、知的障害児入所施設を見学し、最終的に平成14年4月障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）への措置入所が決まる（17歳）。

この時点で福祉（児童相談所・福祉事務所・受入施設）、司法（家裁・弁護士）、医療（精神科・婦人科医師）、家族との本人支援会議が立ち上がり、定期的に話し合いを持つ、または精神科、婦人科での個別にカウンセリング受ける等の環境が整えられた。

施設での生活は自己中心的であり、規律や決りが守られず男子利用者との性的問題や暴力的言動、無断外出なども頻回で他施設利用者への与える影響も大きいことから、本人支援会議で協議結果、平成15年3月（当時18歳）「虞犯行為による観護措置」となり少年鑑別所に4週間措置となる。その時点で自動的に施設は措置解除となった。また、18歳を迎えたことにより、所管は児童相談所から発達相談支援センターへと引き継がれ、児相は間接的支援ということで役割を分担しながら支援をしていくこととなった。

鑑別所措置終了後、平成15年4月から2年間の保護観察処分となり、保護観察期間の生活場所は、本人の希望で鑑別所措置前に過ごした障害者支援施設となる。その時点での施設への入所は措置制度から契約制度に変更とな

り、利用形態は協議の結果、3ヶ月ごとの短期利用を取ることとなり、身元引受人は異父姉となり再度施設生活が始まった。保護観察所と施設は定期的な訪問等連携し本人の生活を確認する。

施設では他の施設の見学や体験をすることにより精神的な成長を図ることを目的として、発達相談支援センターや就労支援センターもかかわり就業を目指す就職には結びつかなかった。

③ 施設内トレーニングの内容と指導体制

一時保護所以降、施設利用は2回行われており、1度目は平成14年3月から平成15年3月である。この施設は有期間で地域社会に送り出すことを目的としており、利用者も能力的に高く生活レベルも高い、年齢も若年者が多い特徴があった。施設では生活する保障として単独で生活保護を申請し受給することにし、必要な作業訓練と生活訓練に分けて利用者に対しての支援が行われている。施設では担任制をとり、作業訓練は本人の興味や適正に応じて決められ、作業担当の職員が指導にあたり、生活訓練についても同様に生活訓練の職員が基本的な生活習慣や家事等を含め、社会適応できるプログラムを立て支援にあたり、本人に目標を持たせ生活を送るよう支援にあたるが、ほとんど日課への参加はみられず自己中心的な行動ばかりであった。

また一日の振り返りということで日記を書くことで、自分の一日の行動について見つめさせている。また、施設での生活が慣れるに従いこれまで起こしてきたさまざまな行動が見られるようになり、本人支援会議や職員会議を開き、いろいろな機関と連携も図りながら支援について統一した対応をとる。

性教育を含めて正しい男女交際のあり方についても取り組みもなされるが行動がエスカレートし、他の利用者への影響も大きくなるばかりであり観護措置処分へとつながった。

2度目は、平成15年4月から平成17年3月の2ヶ年の保護観察期間である。施設では同様に担任制をとり支援にあたる。作業訓練や日課は経験しているためスムーズに参加しており、集中する時間も長くなり訓練に参加する回数も少しずつ増えており、本人の最も関心のある異性に対する問題については性教育等も繰り返し実施している。保護観察解除後の地域での生活がスムーズに出来るよう施設の行事やいろいろな生活体験をしていくうちに、施設生活に満足をしている様子が見られてきたことと、生活の乱れもで始めてきたことから実習を前提とした施設見学や就業体験を行うことにより、今後の自立生活への意欲に繋げる。そこには発達相談支援センターが全面的に係り就業体験を2度おこない意欲を持って体験し、体験の積み重ねが行わ

れていけば保護観察解除後は、何らかの支援があれば自立した生活が行えるのではないかと思えるような感触が感じられている。

また、能力にあわせた説明や本人の障害特性を捉えた決め細やかなプログラムが必要であったのではないか、特に異性に対する興味や性への関心については施設でも医療機関（産婦人科への定期的通院と神経科への通院）と連携をしながら取組みがなされているが、「何故そうなのか」「どうしてそのような行動をするのか」と、もう少し本人の生育歴から掘り起こした視点でのアプローチが必要であったと思慮される。実際に職員の係り方については統一した考えで支援にあたっているが、どうしても問題行動が起きたときの対処的な方法になりがちであり、根本的な問題解決には至らなかった。

④ 施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

1度目の施設利用時は、基本的な生活習慣の確立と規則を守る生活に重点をおいた支援が必要であったことから、地域移行まで目を向けたプログラムを設定して取組みが行われるところまでいかなかった。

2度目の入所は短期利用であり（3ヶ月毎契約更新）、明確な個別支援計画を作成することはしなかったが、本人のこれまでの生活歴や障害者支援施設での生活状況における反社会的行為等を考えたときに、将来は地域社会での自立した生活を見据えて、施設内で取り組めるプログラムと地域での生活を考え、発達相談支援センターとの連携を図りながら取組みを行っている。

実習を前提とした施設見学や就業体験を行うことにより、今後の自立生活への意欲につなげる。そこには発達相談支援センターが全面的に係り就業体験を2度おこない意欲を持って体験している。

その後も短期間であるが5回就労体験を積み、8週間のワークトレーニングをおこなう等障害者就労支援センターが関わりを持ち支援を行う。一方、施設においても生活経験・社会体験の機会を多く持ち参加出来るようになってくる。そうした経験や体験を通していく中で、本人自身の中にも就労して自立するという気持ちが出て、一般企業へ履歴書を提出するまでに至る。

⑤ 施設退所後の生活状況

保護観察終了後、精神障害者生活訓練施設へ移行、翌日、利用者との異性行為が発覚し強制退所。その後は異父姉の住む近くの障害者支援施設へ移っての生活となる。

⑥ 地域生活における支援体制

本人は施設を退所して地域生活を送ることは結果的にできなかったが、本人の生活能力からすれば十分に地域で生活が可能と思われる。その時における支援の方法を考えるとすれば、生活と就労を一体的に支える機能を持った支援センターが係りを持つことが必要である。(2回目の施設利用時に関わった支援センターはその意味においてその機能を持っていた) その支援職員は本人の生育歴を含めて抱える問題等について十分に認識をしておくことが必要である。また、本人に係る支援職員もある程度限定しておくことが必要になって来るだろう、なぜならば信頼関係(人間関係)がきちんとできることによって、より良い支援が出来るからである。それと地域生活を送るようになった時は家族の協力も不可欠である。彼女に対して様々な人達が応援し見守っている、ということがきちんと理解できるような支援体制を地域の中に作っていく事が求められる。

(3) 結 論

彼女は幼少時(3歳)から施設(養護施設)に預けられ、一番大事な時期に家族というノーマルな機能が幼少期から欠落して成長しており、そのことが本人の人格形成にも大きな影響を与えたことは容易に想像がつくのである。そのような環境の中で、知的能力の低さと感情をコントロールする力の弱さから、良いこと悪いことの区別が理解できないまま成長をしてきている。

そうした中で成長していくわけだが、性に対する問題が本人の社会生活を阻害している一番の大きな要因となっていることからみても、「虞犯行為による観護措置」を受け保護観察処分となった新たな2年間は本人に対し厳しい生活であったと思われるが、司法、福祉、医療、施設等が連携しそれぞれの役割の中で決して縦割りになることなく横断的に関わりが持てたことは今後へつながり、モデルが示されたように思われる。結果は本人が望む生活の実現には至らなかったが、将来の本人の地域生活の基盤を作ったものとなったと思われる。

この事例を通して、成長段階におけるそれぞれの時期において、必要な愛情、教えなければならぬことがきちんと教えられてこなかったことが、様々な行動につながったのではないかと思われ、あらためて成長時期の環境の大切さが示された。

協力研究報告書

社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 中川 昌 (船形コロニーなでくらセンター長)

事例3. 施設を短期利用することで地域生活が安定してきている事例

(1) 対象者の概要

28歳になる男性で、IQ70の軽度知的障害である。

幼少時に両親が離婚し本人は父親に引き取られた。その後父親が再婚し本人の面倒は義母が見ていたが、店からの万引き、喫煙等、また、子供を海に突き落とすという反社会的行為があり、また、衝動性の強さ、社会規範のゆるやかさ、内省の弱さをもっており、強い枠組みでの指導が必要ということで自立支援施設（教護院）へ入所する。

自立支援施設（教護院）では、中学2年時の夏休みで家庭に一時帰省中、海水浴場にて小学5年生女兒に突然抱きつき水着を脱がせようとしたり、中学3年の夏休みで家庭に一時帰省中にも、家からお金を持ち出し、小学5年の女兒の後をつけてコンビニに入り、成人向け雑誌を見せれば喜ぶと思い、本を破り女兒を追いかけて警察に捕まる等の行動があった。

平成7年3月に自立支援施設（教護院）を退所し、平成7年4月に障害者支援施設（知的障害者入所更生施設）に入所する。

障害者支援施設入所後何度も無断外出を繰り返し、平成7年4月に無断外出し、その際自転車を盗み、旅館に忍び込み宿泊客の財布を（現金2万円位）盗んで他県に行き、交番所の巡査に職務質問され保護される。窃盗で書類送検されるが初犯のため不起訴処分になる。

平成7年5月にも無断外出し隣町の小学校付近で、登校中の5人の女兒に連続して後ろから抱きつく行為を行い、その際1人の女兒に対して抱きつき押し倒す。その後小学校の先生に交番に連れて行かれる。

平成7年8月、4月の窃盗、5月の虞犯行為の件で家庭裁判所から少年鑑別所へ送致となる。その後平成7年8月をもって医療少年院送致になる。

医療少年院退院後、更生保護施設に入ったが生活態度が悪く強制退所させら

れている。

平成8年11月帰宅途中の中学二年生の女子に後ろから抱きつき、スカートをめくり女子の胸を触るなどした疑いで現行犯逮捕されている。その後も痴漢行為等を数件起している。

平成10年5月より、初めて親と同居し父親が仕事に連れて歩いていたが、その合間に女性に抱きつくという事件を起こし、保護観察処分となり在宅で義母が面倒を見ていた。

平成15年6月に路上で12歳の少女を後ろから抱きつき、右頬にキスをした疑いで現行犯逮捕されている。本人は、当時24歳であったが、軽度の精神発達遅滞からくる社会適応不全の人格障害（未熟性）があるということで、平成15年9月に少年刑務所に収監され、平成17年12月に退所している。

平成17年12月に5日間の短期入所は出所後間もないということで、施設の配慮のもと24時間のマンツーマン体制で行う。

退所後自宅に戻るが、父親とのトラブル、無断外出等があり精神科に入院している。（平成18年4月に退院している。）

退院後の日中活動として、地元の通所作業所を利用し週末（金・土・日及び連休時）は、障害者支援施設の短期入所を利用している。

平成18年12月より地元の通所作業所の支援体制のケアホームに入居している。

（2）考 察

① 反社会的行為に至った背景と要因の共通性

本人は二人兄弟の兄であり幼少時に両親が離婚し、その後弟は母親に引き取られ、本人は父親に引き取られたが、父親も本人の面倒を見ないで義母に任せきりであり、家庭環境の変化及び、親の躰けがなされなかったと思われる。

② 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

児童期より自立支援施設、障害者支援施設、少年鑑別所、医療少年院、更生保護施設等を利用してきたが、なかなか自立・更生には至らなかった。福祉、精神病院、司法関係と協議はされていたが、その場限りで終わっていた。

平成17年12月の少年刑務所を出所後は、福祉事務所主導で、家族、病院、所轄警察署、通所作業所、地域支援センター、担当保健所等各関係者で

本人の支援会議を開催したことにより、有効な支援体制が整えられてきたと思われる。

③ 施設内トレーニング内容と指導体制

平成17年12月の5日間の施設の短期入所については、刑務所を出所後であり、本人の行動状況が分からないため、施設内の職員宿舎の空き部屋を利用してマンツーマン体制で短期入所の受け入れを実施している。特に問題行動もなく元気に過ごし退所している。

退所後に家庭に戻るが、父親とのトラブル、無断外出等の行動がで、精神病院に入院しているが、支援会議の結果平成18年4月に退院し、その後日中は、地元の通所作業所に通う。これまでの生い立ちからも、家庭で父親との二人きりの生活環境と他での生活環境とのギャップが大きすぎると思われるので、一気に家庭に戻っても、プレッシャーとストレス等の重圧から、また飛び出し等の行動がみられると思われ、徐々に家庭生活に馴染ませていく必要があることから、本人の同意のもと週末（金・土・日及び連休時）は入所施設の短期入所を利用し支援にあたることで、入所施設側からも了解を得て実施した。

④ 施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

短期入所利用時は、週末（2泊3日）が殆どであり施設側の日課も休日体制であったが、本人の希望もあり施設内の清掃活動や、重度、最重度利用者への手伝いを自ら進んで取り組み、また、本人が今まで起こしてきた問題についても自覚反省し、これからは、自分より弱い人のためになること、父親、まわりに迷惑を掛けられないという言葉がでてきており、意識して行動している。

長期利用ではなく、本人に必要なときに必要期間だけの施設でのサービスが、気分転換となりきわめて有効であることがわかる。

⑤ 施設退所後の生活状況

日中については、地元通所作業所を継続し夜間は平成18年12月より同法人のケアホームへ入居し支援を受けている。

⑥ 地域生活における支援体制

現在は、通所作業所の法人が基本的に支援を行っているが、反社会的行為

等があった際には、家族、所轄福祉、地元警察署、保健所、病院、地域支援センターの各機関でサービス調整会議を開催できる体制になっている。

支援体制の整いつつあることは本人と地域生活にとってかけがえのないものになっていると思慮される。

(3) 結論

幼少時に両親が離婚し、父親に引き取られたが、その後父親が再婚しており、家庭環境の変化に本人が順応出来ないまま、家庭の躰けも受けられずに育ったことから、虞犯行為等に進み年齢とともに行動がエスカレートし、約15年間の間に自立支援施設、障害者支援施設、少年鑑別所、医療少年院、少年刑務所等で矯正指導を受けてきたが、刑務所に収監される前までは事あるごとに支援会議等を開催していたようであるが、その場限りで終了していたため継続支援がなされていなかった。少年刑務所を出所してからは、担当福祉事務所が中心になり各関係機関合同の本人の支援会議を開催し、各機関で共通認識のもと支援体制を取り本人の支援に当たり、本人にもその事を説明し了解を得て支援を行ってきた結果、本人の意識の変化が見られ将来の目標として、自立し父親の面倒を見ていく考えが出てきた。

現在、ケアホームにて生活しているが、ここまで来るまでに長年かかったものの、今後は支援体制の確立、特に地域で本人の支援会議が大事になると思慮される。

協力研究報告書

社会福祉施設における罪を犯した知的障害者の支援内容に関する事例研究

協力研究者 高橋 厚子 (宮城県社会福祉協議会 事務局企画課長)

事例 4 死体遺棄で起訴されたが受刑に至らず福祉施設生活を経て
グループホーム入居を目指している事例

(1) 対象者の概要

39歳になる男性で障害区分、療育手帳 B (平成17年当時) の軽度知的障害者である。

中学校(特殊)を卒業後、土木作業員、牛乳配達や新聞配達等の仕事をしながら健康的にも病気もせず静かに母親と2人暮らしをしていた。家族は他に異母兄がいるが本人との関係は大変悪く別居している。

そのような中、母親が平成17年1月頃から寝込むようになり、それまで続けていた牛乳配達をやめ、母親と一緒に側を離れず過ごしていたが、そうしているうちに母親が倒れ、死亡した遺体を自分で庭に埋め、死体遺棄罪で警察に逮捕され3ヶ月ほど留置された。

拘留後、本人の地元に戻りたくないという強い意思があり、社会福祉施設の短期利用を経て隣県の障害者支援施設へ入所、将来はグループホーム入居しての就労を目指した地域生活へ向けて再スタートした事例である。

(2) 考察

① 反社会的行為に至った背景と要因の共通性

母は親戚とも疎遠で地域とのかかわりも持たずに一人で本人の面倒を見てきており、本人は、自分が知的障害者であるという認識は持たずにいた。母親の死に直面して、これまでの社会経験から得た知恵で、本人なりに「母親が死んだから土に埋めなければならない」という認識ではなかったかと推測される。

周囲との係わりを持たず、母親と2人だけの生活の中からは「母親が倒れたので誰かに伝えなければならない」とか「救急車を呼ばなければならない」

等の術を知らずに至った行為ではなかっただろうか。

② 矯正・更生保護事業と福祉事業の関係

社会福祉施設に短期入所に至った経緯としては、地元の地域生活支援センターから社会福祉施設に直接保護依頼があり、その後、支援の実施者との調整にて緊急保護利用となった。その際、受け入れ施設側で得られた情報としては「対象者の概要」のみで、起訴されるに至るまでの経緯や拘留中の生活状況等の情報はなかった。

入所後、本人、福祉事務所、異母兄と将来の生活について協議を重ねることになった。警察や関係機関との連携が取れ情報が共有できれば、緊急保護の段階においても、より本人の希望に沿った支援が出来たのではなかったかと思われる。

③ 施設内トレーニングの内容と指導体制

今回は緊急保護的な施設利用であり、受け入れ施設が保養施設だったため、訓練の要素はなく個別プログラムを組むことはできず、生活全般を支援することとなった。

1ヶ月間の職員との係わりの中から、本人を知ることになり、その中から少しずつみえてきたことは、警察での取調べや拘留の辛さを職員に話し、新聞記事の内容やいろいろな社会的情報等、会話も楽しみ情報等も豊富であること。また、町に買い物に出かけたり、施設の催しにも参加したりと新しい環境にも馴染んでいた。一般の社会的ルールは理解でき、規律を守ることや新たに必要なことを身に付けようとする姿勢・意欲もあり、性格的にはとても温厚な方であった。

また、利用中、福祉事務所、異母兄と今後の生活について話し合いを重ねていくうちに、本人と異母兄の関係にお互い変化がみられ関係性は改善されていった。

④ 施設内トレーニングから地域移行までのプログラム

将来は仕事に就きグループホームにて生活したいとの方向性が定まり、関係機関にて地元から離れた障害者支援施設をあたると同時に、生活の基盤となる障害者基礎年金受給手続き、福祉サービス利用受給者証の発行手続き等が進められた。

⑤施設退所後の生活状況

1ヶ月間、施設利用し隣県の障害者支援施設利用が決定する。移行施設においては将来のグループホーム生活を目指し、施設内で就労に向けた作業訓練を重ね、地元の郵便局での実習体験に取り組むまでになる。

本人からは、入所施設に移行後も短期利用した施設に度々電話をかけたり、帰省の際、宿泊に来る等交流がある。

(3) 結論

今回の行為は、母子が地域や親族とも疎遠に静かに生活していた中で、本人の社会経験の未熟さから、会得した行為であり、犯罪を繰り返す障害者の支援とは異なる障害者を地域で支える視点での事例と思われる。

犯罪者という烙印を押されてから、家族や地域や関係機関の周囲関係者等は本人と係わり、本人を知り、「本当に犯罪者としての取り扱いをしてしまったよかったのだろうか。」という疑問を抱くと同時に、知的障害者を地域で支える仕組みの脆弱さを浮き彫りにしたのではなかっただろうか。

地域における知的障害者親子の、穏やかな生活を見守るセーフネット的役割りがうまく機能していれば、今回までの行為には至らずに過ぎたとおもわれる。現在、本人は就労して、グループホームでの生活を送っているのだろうか。

今後、障害者自立支援法の施行にともない、障害者の地域生活移行がすすめられていく中、地域で支える仕組みを検証し、地域の役割りとは何かを問い直す、見直す機会としたい。